

(和訳)

本契約は英語で作成され、締結されます。本契約が他の言語に翻訳された場合であっても英語版のみが正文であり、他の言語による翻訳版に常に優先します。英語版はこちら (<https://www.uipath.com/legal/trust-and-security/legal-terms>) をご確認ください。

エバリュエーション契約

本契約は、UiPathと本契約を締結する企業等（以下「**お客様**」といいます。）（以下、個別に「**当事者**」といいます。）との間で、効力発生日付で締結されます。本契約に署名又は同意することにより、当該署名者又は同意者は、お客様を法的に拘束する能力を有することを表明するものとします。

1. **定義語** 定義語は、以下に規定する意味を有するものとします。

「**アドオン**」とは、お客様がUiPathとは独立に、単独で又は第三者と共同して、本テクノロジーを使用して作成したインテグレーション、ノウハウ、ワークフロー又はコードをいいます。

「**本契約**」とは、本契約及びトラストポータルで閲覧可能な文書、本ポリシー、並びに本契約における修正及びその他の参照をいいます。

「**関係会社**」とは、直接又は間接的に、当事者を支配するか、当事者により支配されるか、又は当事者と共通の支配下にある企業等をいい、この場合、「**支配**」とは、当事者の議決権若しくは持分の50%超を直接若しくは間接的に支配すること、又はかかる当事者の経営及び／又は事業戦略を指示する又は指示させる権能をいいます。

「**適用法令**」とは、両当事者を拘束する一切の法令をいい、(i)データ保護及びプライバシーに関する法律（適用される場合、個人情報の保護に関するEU規則2016/679（以下「**GDPR**」といいます。）を含みます。）、(ii)知的財産に関する法律、及び(iii)両当事者による本契約の履行に関し両当事者に適用されるその他の拘束力のある規則を含みますが、これらに限られません。

「**認定ユーザー**」とは、当事者の関係会社及びそれぞれの権限を付与された従業員、代表者又は請負業者のいずれかをいいます。

「**お客様データ**」とは、本ソフトウェアとお客様の相互作用の前に又はこれとは独立して作成され、本ソフトウェアにインポートされた又はUiPathによりアクセスされ得る若しくはUiPathと共有され得るデータ、重大な情報及びその他のお客様専有のコンテンツ（UiPathの知的財産権を除きます。）をいいます。

「**ドキュメンテーション**」とは、該当する場合、トラストポータルにおいて公表される、適用される正式な本ソフトウェアに関する文書をいいます。

「**効力発生日**」とは、登録プロセスにおいて、本契約が、(i)各当事者の権限を有する代表者により署名されたか、又は(ii)お客様により別途同意された日をいいます。

「**知的財産権**」とは、全ての権利及び知的財産権をいい、(i)著作成果物、(ii)データベース、(iii)発明、(iv)商標、サービスマーク、ロゴ、シンボル、トレードドレス、商号、及びその他の出所の表示（登録の有無を問いません。）、並びにこれらに関連するのれん、(v)秘密情報及び営業秘密、(vi)帰属及び同一性に係る権利並びにその他の著作者人格権、(vii)人の氏名、声、署名、写真等（人格、パブリシティ又はこれらに類似する権利を含みますが、これらに限られません。）について、これに対する、これに起因して生じる又はこれに関連する権利、(viii)ドメイン名について、これに対する、これに起因して生じる又はこれに関連する権利、及び(ix)全世界のあらゆる法域から生じる類似するあらゆる法律について、これに対する、これに起因して生じる又はこれらに関連する権利を含みます。

「**ライセンスポリシー**」とは、トラストポータルで閲覧可能な、本ソフトウェアの各バージョンに適用されるライセンス許諾に係る許可及び関連する使用制限を定義するパラメーター（もしあれば）を含むポリシーをいいます。

「**申込書**」とは、お客様又はUiPathパートナーによって一方的に追加された一切の条件又は条項を除く、両当事者によって相互に承諾された申込書又は作業指示書をいいます。

「**個人データ**」とは、(i)EU規則 2016/679 (GDPR)、カリフォルニア州消費者プライバシー法 (CCPA) 及びその他の適用あるプライバシーに関する法令に定義される、識別された又は識別可能な自然人に関するあらゆる情報 (以下「**PII**」といいます。)、(ii) 1996年医療保険の携行性と責任に関する法律 (HIPAA) に定義される保護医療情報 (以下「**PHI**」といいます。) 並びに、(iii) PCI DSS (Payment Card Industry Data Security Standard) で定義されている、個人に関連づけることが可能なペイメントカード情報 (以下「**PCI**」といいます。) をいいます。

「**本ポリシー**」とは、トラストポータルにおいて公表される、本ソフトウェアの使用又はお客様とUiPathとの間の関係を規定する一切のポリシーをいいます。

「**本ソフトウェア**」とは、(a) (i) お客様にライセンス付与するソフトウェア製品 (その全てはUiPath及び/若しくはその関係会社により、又はUiPath及び/若しくはその関係会社のために開発され、お客様に提供されるものとします。)、(ii) お客様に提供される開発キット、保護メカニズム、プラグイン、コネクタ、拡張、スクリプト又はその他のソフトウェア (本サポート期間中又は保証義務に基づくものを含みます。)、(iii) 全ての新製品、バージョン、修正、アップデート、パッチ、改良、改善又はこれらに類似する二次的著作物 (以下「**改良等**」といいます。)、(iv) 前述の完全な又は一部の複製物、(v)ドキュメンテーション、(vi) 前述の全ての二次的著作物、(vii) 前述の全てに関連する知的財産権をいいますが、(b) ライセンスファイルに著作権表示及びライセンスが含まれているオープンソース・ソフトウェアコンポーネントを除きます。

「**本サービス**」とは、UiPathにより提供されるあらゆるサービスをいい、サポートサービスは含まれません。

「**本テクノロジー**」とは、(i)本契約に基づきライセンスされる本ソフトウェア、(ii) (もしあれば) 本サービスの履行中にUiPathによってお客様のために開発されたマテリアル、及び(iii) UiPathバックグラウンドIPRを、個別に又は総称していいます。「**トラストポータル**」とは、uipath.com/legal/trust-and-security (又は後継ウェブサイト) 上で、UiPathにより随時公開及び修正され、本契約において参照されることにより統合される一連の文書及びポリシーをいいます。

「**UiPath**」とは、以下「事業体及び紛争解決」の項目において記載される、本契約を締結するUiPath企業等をいいます。

「**UiPathバックグラウンドIPR**」とは、本契約前又は本契約外で若しくは本契約とは無関係に、UiPath又はその関係会社が所有、作成、開発、リース及び/又は使用許諾する知的財産権をいい、(i) テクノロジー、ツール、手法、アルゴリズム、アプリケーション・プログラミング・インターフェイス、ノウハウ及びデータ、(ii) UiPathの事業に特有であり、かつUiPathの顧客との関係で一般的な性質の技術及び技能、並びに (iii) お客様データ又はお客様に提供される本テクノロジーに特段関連していない通常の設定及び一般的なテンプレート、並びに各(i)乃至(iii)号の全ての二次的著作物を含みますが、これらに限定されません。

2. 目的及びガバナンス

2.1. 目的 UiPathは、エンドツーエンドの知的オートメーションプラットフォームのソフトウェアプロバイダです。お客様は、本ソフトウェアの適合性をテストすることに関心があります。本契約は、トライアルの目的に限り、アーリーアクセスの一環、プレビュープログラムの一環又はプログラムとは独立して、UiPathからお客様に提供される又はUiPath及び/又はお客様から潜在顧客に提供される概念実証のための一環であるか否かを問わず、UiPathにより無償で (書面にて別途明記される場合を除きます。) 提供される本ソフトウェアに適用されます。

2.2. ガバナンス 両当事者は、本契約が、トライアル及び評価ライセンスのみに適用され、かつ、無償で提供されることに合意します (ただし、別途書面にて定める場合を除きます。)。一部のソフトウェアについては、利用可能なUiPathプログラムについて、お客様がこれにアクセス又はこれに別途同意するにあたって、追加の条件が適用される場合があります。

3. ライセンス及び知的財産権

- 3.1. ライセンス** お客様が本契約の諸条件を遵守することを条件として、UiPathは、お客様及びその関係会社に対し、それぞれの社内評価の目的及びそれぞれの社内ニーズのために本テクノロジーの適合性をテストする目的のためにのみ、アクセス付与又はライセンスキーの引渡しをもって、かつ契約期間中において、本ポリシー、ライセンシングポリシー及びドキュメンテーションに従って、本テクノロジーを使用するための限定的かつ非独占的、再許諾不能、譲渡不能、全世界的権利を付与します。
- 3.2. アドオン** 本契約の条項に従い、UiPathは、適用されるライセンス期間中、お客様及びその関係会社に対し、本テクノロジーを用いてアドオンを開発する権利も付与します。但し、アドオンにUiPathバックグラウンドIPRが含まれている場合、(i) UiPathバックグラウンドIPRの使用は適用されるライセンス期間中に制限され、(ii) お客様は、UiPathバックグラウンドIPRを (a) ベンチマーキング若しくは比較のため、(b) 技術仕様の取得、若しくは競争上の技術的優位性若しくは事業上の優位性の獲得のため、又は (c) 二次的著作物の設計、修正、作成、若しくはアドオンと合わせて使用されるUiPathバックグラウンドIPRの機能と同様の機能を実行するソフトウェア・プログラムの作成を目的とした本テクノロジー及びバックグラウンドIPRの分析のために、使用することはできず、自らの認定ユーザー又は第三者によるかかる使用を認めてはなりません。
- 3.3. 知的財産権** 本契約は、いずれの当事者に対しても、黙示、放棄、禁反言の法理又はその他によるかを問わず、他方当事者の知的財産権について何らの権利も付与するものではありません。UiPath及びその関係会社並びにそれらに対するライセンサーは、本テクノロジーに係る全ての知的財産権（インテグレーション、コード、パッチ、マテリアル、データ、ノウハウ、背景技術、ワークフロー又はお客様に別途提供されるこれらに類似する支援を含みますが、これらに限られません。）を保有し、これを保持します。お客様は、全てのお客様データを保有し、各当事者は各々、既存のツール、ソフトウェア、データベース、手順及び文書に対する全ての知的財産権を保有し、これを保持します。本契約において、「販売」、「再販」、「購入」、「ライセンス料」等の用語は全て、本契約に基づくライセンスの購入又は販売に関して用いられます。
- 3.4. フィードバック、単独開発及び残留情報条項** お客様は、お客様がUiPathに対して提案又はフィードバックを行う場合には自発的に行うこと、及びUiPathが提案又はフィードバックをいかなる方法によっても、また、その事業に関するいかなる目的のためにも利用することができることを確認します。両当事者は、本契約のいかなる規定も、(i) 本ソフトウェアの使用に基づき生成されるアドオン又はお客様の知的財産権に類似する又はこれに類似して機能するコンポーネントを直接又は間接的に開発する、(ii) UiPathの認定ユーザーが自ら保有する一般的な情報、着想、発想、ノウハウ、プロセス、技術、プログラミング・ルーティン及びサブルーティン、手法、過程、スキル又は専門技術を利用する、及び(iii) 本契約に基づく秘密保持義務に従って、お客様により開発された製品、システム又は手法と競合する製品を、自ら又は他者のために、開発又は取得するUiPathの権利を制約又は制限しないことに合意します。UiPath又はその関係会社は、改良物の提供、ソフトウェア及びサービスの開発、資源配分及び支援の改良、社内的な需要及び製品計画、安全性及びデータの完全性の検証、機械学習のアルゴリズムの訓練、並びに業界のトレンド及び動向（指標の作成及び匿名によるベンチマーキングを含みます。）の把握のために、お客様による本ソフトウェア及びお客様データの使用から、技術情報、利用データ及びその他のテレメトリーデータを使用することができます。

4. 認められる使用

- 4.1. 利用ポリシー** お客様は本テクノロジーを本契約（トラストポータルで閲覧可能なUiPath利用ポリシーその他適用あるポリシーを含みます。）に従い使用することを表明します。また、適用法に最大限認められる限りにおいて、お客様は以下の事項に同意します。但し、当該同意は、当該利用ポリシーに定める規定の内容を何ら制限するものではありません。
- a.** お客様は、UiPathによって書面により明示的に許可される場合を除き、本番用の本ソフトウェアと非本番用の本ソフトウェアを混合しないものとします。
- b.** お客様は、本ソフトウェアへのアクセスを管理するためにUiPathにより定められたあらゆる技術的保護対策を回避してはならず、また、割り当てられた本ソフトウェアのライセンス数を超えてはなりません。

- c. UiPathによって別途指示される場合を除き、お客様は、災害復旧のため及び「不可抗力」の項目に定める不可抗力事由発生時の使用のために必要な場合にのみ、本ソフトウェア及び一切の関連するライセンスを複製することができます。UiPathは、当該不可抗力事由の証拠する関係資料を、お客様に対し要求することができます。
- d. お客様は、(i) ベンチマーキング若しくは比較の目的で、本テクノロジー若しくはアウトプットを検査又は分析するため、(ii) 二次的著作物を設計、修正、作成する、若しくは本テクノロジーの機能と同様の機能を実行するプログラムを作成するため、(iii) 何らかの技術仕様を取得し、競争力のある技術又は事業における優位な立場を得るため、(iv) 権利を不正利用若しくは侵害する、又は法律若しくは契約に違反するため、(v) UiPath、その関係会社又はそれらの認定ユーザーのいずれかのシステムの非公開範囲についてアクセス、改竄又は使用するため、(vi) 本テクノロジーについて、あらゆる種類のセキュリティテスト（ペネトレーションテストを含みます。）を実施するため、(vii) UiPath又はその関係会社の機械学習技術及びUiPath又はその関係会社以外の機械学習技術に関するツール並びにその他の関連ツールのアウトプットを利用するために、本テクノロジー又は本サービスを使用してはならず、また、第三者をしてかかる使用をさせないものとします。
- e. お客様は、本テクノロジー又はその一部について、逆アセンブル、逆コンパイルその他のリバースエンジニアリングを行ってはなりません。すなわち、お客様は、本テクノロジー若しくは本サービスのフィーチャー又は機能を変更、改変、統合、修正、翻訳、逆コンパイル、バージョン開発、二次的著作物作成、リバースエンジニアリング、アップグレード、改良若しくは拡張し、又はその他の方法で本テクノロジー又は本サービスからソースコードを抽出してはなりません。但し、適用法において明示的に許可される範囲内において行う場合であって、本テクノロジー又は本サービスと他のソフトウェア・プログラムとの相互運用性を実現するためにこれらを行うことが必須である場合で、かつ、お客様が、相互運用性を実現する上で必要な情報を提供するよう90日以上前にUiPathに対して書面で要求したにもかかわらず、UiPathが当該情報を提供しなかった場合に限り、この例外とします。
- f. お客様は、本テクノロジーに含まれるいかなる権利表示も削除、変更、修正又は盗用若しくは自らのものとして使用してはなりません。
- g. お客様は、本契約に規定する場合を除き、本契約に基づいて取得したお客様の権利を再販、サブライセンス（再許諾）、譲渡、移転、無償若しくは有償での貸与、リース又はその他の方法で販売してはなりません。

4.2. 第三者によるアクセス お客様は、自らの認定ユーザー及び関係会社が、お客様又は当該関係会社の社内業務を遂行するためにのみ、本テクノロジーを使用し、本サービスにアクセスすることを許可することができます。但し、(i)お客様は、自らの認定ユーザー及び当該関係会社をして、本契約の条項を遵守させるとともに、(ii)お客様は、これらの者の作為及び不作為については、お客様自身がUiPathに対して責任を負うものとします。また、お客様は、要請に応じて、本テクノロジーへのアクセス許可を受けた全ての認定ユーザー及び関係会社の詳細及び使用レポートをUiPathに提供します。

4.3. 第三者のライセンス 本テクノロジーは、第三者のコンポーネント（オープンソース・ソフトウェアを含みます。）を含んでいる、又は第三者のコンポーネントと合わせて使用されている場合があり、当該第三者のコンポーネントは各ライセンサーの知的財産権に該当します。本契約の相反する規定にかかわらず、オープンソース・ソフトウェアの使用は、該当するライセンサーが要求する限り、当該オープンソース・ソフトウェアに適用されるライセンス条件に従います（かかる条件は、本契約に基づきお客様に付与されるライセンス権を制限しないものとします。）。

4.4. 第三者のサービス お客様は、本テクノロジーを第三者サービスとともに使用することができますが、第三者プロバイダが定める全ての条件を遵守し、その利用に関する全てのリスクを負担しなければなりません。お客様は、本テクノロジーの使用中に自らがアクセス及び接続する第三者サービスの決定、並びに当該第三者サービスの利用について責任を負います。UiPathは、第三者サービスを管理又は所有しておらず、当該第三者サービスへのアクセス及びその利用（当該第三者サービスに関する利用可能性及び利用可能時間を含みます。）は、専らこれを管理する第三者により決定されます。UiPathは、ダウンタイム、停止又はUiPathの合理的な支配の及ばない第三者サービスにおける又は第三者サービスに起因するその他の問題に対し責任を負わないものとします。第三者サービスへのアクセス及び利用に際し、該当する第三者は、お客様による

当該第三者サービスへのアクセス及び利用のために、お客様に対し、当該第三者との基本契約の締結を求める場合があり、また、お客様による当該第三者サービスの本ソフトウェアへの接続を許可するために、別途同意を求める場合があります。UiPath又はその関係会社が販売する第三者の製品の利用については、トラストポータルにおいて閲覧可能な、当該製品の提供者が定める利用条件が適用されます。

5. 免責及び保証の除外

5.1. 免責 お客様は、(A)本ソフトウェアが、(i)商用向けにリリースされたバージョンと実質的に異なり、かつ、いつでも変更される又は中断される可能性があり、(ii)安全性、プライバシー、利用可能性、アクセシビリティ又は信頼性について、異なる基準を有し、かつ、機能性の瑕疵又は欠陥を有する可能性があり、(iii)妨げられることのない自動更新を受ける可能性があり、(iv)UiPathにより示される特定の制限の対象となることがあり、また、(B)(i)UiPathが、いかなるサポートも、提供する義務を一切負わず、かつ、お客様が、UiPathコミュニティに供されるフォーラムにおいてサポートを求めることができ、(ii)UiPathが、通知することなくいつでも、本ソフトウェアを変更又は中断することができ、(iii)UiPathが、ベストプラクティスとして、本ソフトウェアのインストール又は本ソフトウェアへのアクセスを行う前にデータを頻繁にバックアップし、かつ、本ソフトウェアが利用不能になった際に、データの喪失を回避するために予防策を講じることを助言し、(iv)本ソフトウェアがプレビュー版の場合、お客様が「ダミーデータ」のみを使用することができ、本ソフトウェアに関連して本番用の実データ（個人データを含みます。）を使用することは認められず、かつ、UiPathが、お客様による当該義務の違反について、お客様又は第三者に対する全ての責任から免除されることを了解します。UiPathは、お客様が、特定のトライアル・ライセンス、概念実証、又はその他のエバリュエーション業務のために本番用の実データ（個人データを含みます。）を使用することを認める場合があります。

5.2. お客様の保証 お客様は、(i)お客様が、本契約に基づき企図されるお客様データの使用及びフィードバックの提供のために、適用法令又は契約に基づき要求される全ての権利、許可及び／又は同意を取得していること、(ii)お客様が、本サービスの一環として、ソフトウェア又は製品の使用及び／又は変更をUiPathに許可する適切な権利を有し、UiPathが本サービスを実行するために必要な、お客様の敷地及びシステム、人員、文書及び記録並びに施設へのアクセスをUiPathに提供し、決定権を有する担当者を任命すること、(iii)お客様及びその認定ユーザーが、本契約及び適用法令に従って、本ソフトウェアを使用していること、(iv)お客様データのいかなる部分も、いかなる第三者の権利についても、これを侵害又はその他の方法により抵触しないこと、並びに(v)個人データのいずれも、本ソフトウェア内に取り込まれず、また本ソフトウェアと併せて使用されないことに同意し、これを保証します。

5.3. 保証の除外 本ソフトウェアは、「現状有姿」で「現状利用可能な限りにおいて」提供されます。UiPath又はその関係会社、ライセンサー、サブライヤー若しくはそれらの役員、従業員又は代理人のいずれも、本ソフトウェアについて、いかなる種類の保証（明示的であるか黙示的であるか、法令上のものかそれ以外であるかを問いません。）も行いません。適用法令により許容される最大限の範囲において、UiPathは、本ソフトウェアについて、利用可能性、サービスのアップタイム、商品性、満足のいく品質、特定目的への適合性若しくは非侵害性、又は本ソフトウェアが他のテクノロジー若しくは第三者ソフトウェアと統合又は相互運用する能力に対するあらゆる保証を含む、一切の保証を行いません。UiPathは、第三者ソフトウェア又はホスティングプロバイダに起因する危害又は損傷に対する全ての責任を否認します。お客様は、本ソフトウェア、第三者ソフトウェア、本ソフトウェアで使用される個人データ及びお客様データの使用に関連する全てのリスクを負います。お客様が、適用法令に基づきその他の法定の権利を有する場合、要求される法定の保証期間は、もしあれば、適用法令により許容される短縮された期間に限定されます。

6. 支払条件

6.1. 適用性 書面による別段の合意がない限り、本契約に基づいて付与されるライセンスは無償で提供されます。ライセンスがUiPathから（リセラーや販売者を通さず）お客様に直接有償で提供される場合、以下の支払条件が適用されます。

6.2. 支払い 請求書は、専ら電子的手段により交付され、お客様は請求書の日付から30日以内に支払うものとします。全ての申込書はキャンセルできません。全ての申込書は取消不能とし、本契約に別途定める場合を除き、全てのライセンス料等は、返金不能とします。申込書又は本契約が終了又は満了した場合、各申込書又は本契約上支払わなければならないライセンス料等のうち、(i)すでに請求済みのものは、直ちに支

払期限が到来するものとし、(ii) 未請求のものは、UiPathにより直ちに請求され、当該請求日から30日以内に支払わなければなりません。お客様は、本サービスの提供に関連してUiPathが適切かつ合理的に負担した全ての合理的な旅費、ホテル宿泊費用及びその他の一切の立替費用を支払います。本契約に別段の定めがある場合を除き、かかる費用は、実費で請求され、その請求書は、本サービスと一緒に又は別々に送られます。

- 6.3. 支払いの不履行** UiPathは、支払期限を経過したライセンス料等に対し、その支払期日から当該支払期限を経過したライセンス料等及び適用される利息が全額支払われる日まで、月利1%及び適用ある法律により認められる最高率のうちいずれか低い方に相当する月利による利息を請求します。UiPathは、請求日から60日以内にお客様が支払いを行わなかったときは、書面通知により、該当する申込書を停止し又は終了させることができます。
- 6.4. 税金** 全てのライセンス料等には、税金が含まれていません。お客様は、UiPathが適用ある法律に基づきお客様から徴収することを認められた、本契約に基づき支払うべき適用ある付加価値税、物品サービス税、売上税、総収入税その他取引に係る税金、手数料、課徴金若しくは加算税又はこれらに類似する金額（以下「**取引税等**」といいます。）を支払うことに同意します。UiPathは、有効な署名済みの非課税証明書又はこれに相当する証明書が入手可能な法域における当該証明書をお客様がUiPathに提出した場合のみ、お客様の取引税等の支払いを免除します。全ての支払いは、制限のない資金により行われ、いかなる控除又は相殺も行われず、現在又は将来において、政府、財政当局又はその他の当局により課される法律で定められたいかなる性質の税金、課税、輸入税、関税、費用、手数料及び源泉徴収も課されず、かつ、これを理由とする控除も行われません。UiPathは、本サービスを履行する自己の役職員のために支払義務を負う税金及び一切の雇用に関する義務について責任を負います。
- 6.5. 変更** UiPathは、自らの裁量により、ライセンス料等を自由に設定することができます。UiPathは、UiPathが既に承諾した申込書に適用されるライセンス料等を変更しません。UiPathは、ライセンス料等を変更する場合にはお客様に通知し、かかる変更は、当該通知後にお客様が新たな申込書を提出し又はその時点におけるライセンス期間が更新されたことをもって有効となります。
- 7. 責任**
- 7.1. 損害の除外** 適用法令により許容される最大限の範囲において、UiPathは、特別損害、間接損害、精神的損害、派生的損害、付随的損害、懲罰的若しくは懲戒的損害、本ソフトウェアの利用若しくは利用不能、コンピューターの機能不良若しくは故障、サーバーのダウンタイム、本ソフトウェアが他のプログラムと動作しないこと、利益、評判、使用若しくは収益の損失、データの喪失若しくは破損、又は業務の中断について、一切の責任を負いません。いかなる状況においても、UiPath又はその関係会社は、第三者サービスに起因して又は関連して、主張され、認められ、又は課される可能性のある請求について責任を負わないものとします。
- 7.2. 責任の限定** いかなる場合においても、本契約に起因する又は関連するUiPath及びその関係会社の責任総額（上記の損害の除外が、適用法令により無効である又は許容されない場合を含みます。）は、1,000米ドルを超えないものとします。本条に定める責任の限定は、契約に基づくか又は不法行為に基づくかを問わず、救済手段がお客様を完全に補償しない場合においても、また、UiPathが損害の可能性又はその発生の可能性について認識していた又は認識すべきであった場合においても、適用されます。
- 7.3. 補償** お客様は、(i)自らの若しくは自らの認定ユーザーの本契約に定める「認められる使用」及び「輸出管理」の各項目の規定の不遵守、(ii) 適用法令違反若しくは第三者の権利の侵害、(iii)お客様の保証の違反、並びに／又は(iv)お客様データ、個人データ及びお客様が本テクノロジーと併用する第三者ソフトウェアに起因して若しくは何らかの形で関連して生じる第三者による請求（知的財産権若しくはその他の所有権の違反若しくは不正流用に関する請求を含みますが、これらに限られません。）に起因して若しくは関連して生じる全ての請求及び費用（弁護士報酬を含みます。）について、UiPath、その関係会社並びにそれぞれの取締役、役員、従業員及び代理人に補償し、上記の者を防御するとともに、その責任を免除することに同意します。

8. 法令遵守

- 8.1. データ保護** いずれの当事者も、本契約の締結及び履行の必要に応じて、かつ、適用法令を遵守して、他方当事者の職員の個人データを収集、保存及び使用することができます。各当事者は、自らの職員に対し、かかる職員の個人データが適用法令に従って処理されることについて通知するものとします。UiPathは、トラストポータル上で閲覧可能なプライバシーポリシーに従って個人データを処理します。お客様は、本テクノロジー又は本サービスの使用には個人データが必要でないことを確認します。お客様は、クラウドソフトウェアでPIIを使用することを控えなければならず、クラウドソフトウェアでPHI及びPCIを使用してはなりません。お客様を代理する処理者としてUiPathにより処理されるPIIは、かかるPII処理の範囲に限り、トラストポータルで閲覧可能なデータ処理契約の適用を受けます。但し、これにより、本契約において既に詳述されている本番用の実データを使用しないというお客様の義務が放棄されるものと解釈されてはなりません。
- 8.2. 輸出管理** 両当事者は、本ソフトウェア及び本サービスが、米国の経済制裁、欧州委員会の規制、国際連合安全保障理事会の決議及びその他の類似の国内又は国際の規制を含む、輸出管理規制及び制裁（以下「**輸出管理規制及び制裁**」といいます。）に服することを確認します。効力発生日に、また、本契約の契約期間中、各当事者は、自ら又はその認定ユーザーが、(i)輸出管理規制及び制裁の制限対象者リスト（OFACによる特定国籍業者リスト、外国制裁回避者リスト若しくは部門別制裁対象者リスト又は、BISによるエンティティ・リスト、取引禁止対象者リスト若しくは未検証エンドユーザーリストを含み、以下、総称して「**制限対象者リスト**」といいます。）に記載されていないこと、(ii)米国の禁輸措置の対象国及び対象地域（現時点では、クリミア、キューバ、イラン、北朝鮮及びシリア）（以下、総称して「**制裁対象国**」といいます。）に所在、設立又は居住していないこと、(iii)直接であると間接であるとを問わず、制裁対象国、制限対象者リストに記載されている当事者又はその他輸出管理規制及び制裁に違反している者に対し、これを認識した上で、本ソフトウェア又は本サービス（又はそれらから生じた結果）を輸出又は再輸出しないこと、並びに(iv)UiPath又はその関係会社は輸出管理規制及び制裁に違反することとなり得る行為を行わないことを表明し、これを約束します。
- 8.3. 監査** UiPathは、自己の費用負担により、お客様及び認定ユーザーによる本ソフトウェアのアクセス、インストール又はデプロイメントが本契約の条項を遵守しているかについて確認することができます。お客様は、要請に応じて、自ら及びその全ての認定ユーザーの詳細及び使用レポートをUiPathに提供します。さらに、12ヶ月に1回を超えない範囲で、UiPathは、直接又は委託業者を任命して、現場での確認を行うことができ、お客様は、当該確認に関し、要求される全ての支援及びサポートを行うことに同意します。かかる確認により、不遵守が発覚した場合には、お客様は、直ちにこれに対応します。
- 8.4. 秘密保持** 効力発生日前又は後に、両当事者又はそれらの関係会社は、本契約に基づいて、情報を開示する場合がありますが、当該情報がいかなる形式又は方法によって開示されたかを問わず、秘密と表示された情報若しくは合理的に秘密情報であると考えられる情報（両当事者又はそれらの関係会社の研究、活動、製品、ソフトウェア、サービス、データ、技術、戦略、人事情報、プロセス等を含みます。）（以下「**秘密情報**」といいます。）は秘密情報であるとみなされます。秘密情報とは、(i)公知であるか、若しくは受領者の責によらず公知となった情報、(ii)現行の守秘義務を負うことなく、受領者が正当に取得したか、若しくは受領者にとって既知であった情報、又は(iii)受領者が開示者の秘密情報を利用することなく独自に開発した情報は除きます。受領当事者は、合理的な注意を払って秘密情報を扱い、本契約の目的のために秘密情報を知る必要があり、かつ、本条に定めるものと同程度の制限の秘密保持義務に拘束される自らの認定ユーザー、アドバイザー、コンサルタントを除くいかなる者に対しても、秘密情報を使用させ、又は開示しません。受領当事者は、(i)開示当事者からの書面による許可を条件として秘密情報を、(ii)適用法令、又は裁判所若しくは政府機関の有効な命令を遵守するため必要な範囲で、かかる法令又は命令を開示当事者に速やかに通知し、かかる開示を妨げるか又は限定するために支援を開示当事者に提供した後のみ秘密情報を又は(iii)UiPathの既存投資家若しくは潜在的投資家、及びUiPathに対し権限を有する公的若しくは民間の当局若しくは機関に対して、本契約又は本契約により企図される取引を開示することができます。本契約が終了しても、秘密保持義務は、秘密情報が、機密又は営業秘密としての意義を喪失するまで存続します。上記に影響を及ぼすことなく、お客様は、適用法令に基づき必須要件でない限り、お客様データの回復又は破棄を要請する自らの権利を行使することを放棄します。

- 8.5. 腐敗防止** 本契約に基づく取引に関連して、各当事者は、直接又は間接を問わず、適用ある腐敗防止法又は贈収賄防止法（以下、併せて「**腐敗防止法等**」といいます。）に違反する行為を行っておらず、今後も行わないことを確認します。本契約に関連して、お客様は、直接又は間接を問わず、違法又は不正な賄賂、割戻金、支払、贈答品又は有価物を提供、約束、許可、受領若しくは要求をしません。お客様は、本契約に関して、腐敗防止法等の違反を認識した場合、UiPathに対し速やかに書面により通知し、実際の又は潜在的な適用法の違反に関するUiPathによる確認又は調査に協力します。
- 8.6. 行動規範** UiPathは、契約する全ての法人に適用される取引実施の最低基準および取引基準を定めたUiPath Global Partner行動規範（以下「**本行動規範**」といいます。）をトラストポータルに維持します。UiPathは、本行動規範を遵守することを確約し、お客様にも同様の方針を求めます。お客様は、本契約に関して、本行動規範に定める基準の違反を認識した場合、UiPathに対し速やかに書面により通知し、実際の又は潜在的な当該基準の違反に関するUiPathによる確認又は調査に協力します。
- 9. 契約期間及び終了**
- 9.1. 本契約の有効期間** 両当事者による別段の書面による合意がない限り、本契約は、効力発生日に開始し、両当事者により別段の書面による合意がない限り、本契約に従って終了するまで60日間存続するものとします。
- 9.2. 終了** 本契約は、契約期間の満了をもって終了します。UiPathは、自身の便宜のためにいつでも通知することなく本契約を終了させることができます。いずれかの当事者が本契約に関して重大な違反をした場合、他方当事者は、違反当事者に対し、当該違反の性質及び根拠を記載した書面による通知を行うことができます。かかる違反が、その通知の受領日から30日以内に是正されない場合、他方当事者は、書面による通知を行うことにより、本契約を直ちに終了することができます。
- 9.3. 終了の効果** 両当事者が書面で別段の合意をする場合を除き、申込書が終了しても本契約は終了しません。本契約、申込書が終了した場合、又は適用されるライセンス期間が満了した場合、それぞれの本テクノロジー又は本サービスに係るライセンス及び権利は直ちに終了するものとし、お客様は、自己の費用負担により、本テクノロジー又は本サービスの全ての複製を除去及び消去しなければなりません。お客様は、本テクノロジーのコンポーネントの一部又は全部がライセンス期間の満了又は終了をもって、事前通知なく運用を停止することがあることを了解するものとします。お客様は、本契約に別段の定めがある場合を除き、お客様が、本契約に基づき支払ったライセンス料等について、本サービス、本テクノロジー又は本ソフトウェアのライセンスキーの交付又はその更新後に返金を受けることができないことを確認します。
- 10. 事業体及び紛争解決**
- 10.1. 準拠法** 本契約は、抵触法に関する規定にかかわらず、お客様の本拠地／本社によって、以下に示す法律に準拠します。国際物品売買契約に関する国連条約（CISG）及び統一コンピューター情報取引法（UCITA）は、本契約には適用されません。
- 10.2. 友好的な解決** 両当事者は、あらゆる請求の前提条件として、本契約に起因又は関連する一切の紛争を、これに係る請求に関する通知の受領から90日以内に友好的かつ誠実に解決するよう努めることに合意します。適用法令で認められる最大限の範囲において、本条を遵守しない当事者は、必要に応じて、その結果にかかわらず、他方当事者の仲裁裁判に係る費用を負担します。
- 10.3. 北米に関する仲裁契約** 上記の友好的な解決を条件として、北米に本社を置く企業等との紛争は、米国仲裁協会の商事仲裁規則に従って、英語での仲裁により独占的にかつ最終的に解決されます。裁定は、準拠法に従い、かつ、その根拠となる理由を述べるものとします。いずれの当事者も、管轄裁判所の面前において、回復可能な損害を防止し又は知的財産権の濫用を禁止する差止めによる救済手段を請求することができます。
- 10.4. 裁判地** 以下に示す裁判地の管轄権を有する裁判所を専属的合意管轄裁判所とし、各当事者は当該管轄における請求の提起又は当該管轄の維持に対して有する可能性のある一切の異議及び抗弁（不便宜裁判所についての防衛を含みます。）を撤回不能の形で放棄しま

す。両当事者は、本契約に基づく又は関連するあらゆる請求に係る陪審裁判に対して自ら有するあらゆる権利について、意味を理解した上で、自発的にかつ意図的に放棄します。

お客様	UiPath事業体	準拠法	裁判地
アメリカ合衆国、カナダ又はメキシコ（以下「北米」といいます。）	UiPath Inc. 住所：452 5 th Avenue, 22 nd floor, 10018 New York, New York, United States	ニューヨーク州法	ニューヨーク、ニューヨーク州、アメリカ合衆国
世界のその他の地域	UiPath SRL 住所：4 Vasile Alecsandri Str. and 11 Daniel Constantin Str., Building A, floors 5 and 6, District 1, 010639 Bucharest, Romania	ルーマニア法	ブカレスト、ルーマニア

10.5. 出訴期間 適用法により禁止されていない場合、裁判又は仲裁上の請求はいずれも、申立てを行う権利が生じた日又は訴因の生じた日から1年以内に申し立てられなければいけません。前記の期間後に申し立てられた請求は、本規定により排除され、時効になったとみなされます。輸出管理又はUiPath若しくはその関係会社の知的財産権の違反に関する手続は、法律に基づき規定される適用ある出訴期間内であればいつでも行うことができます。

11. 一般条項

11.1. 完全合意及び優先順位 本契約及び本契約において言及される全ての事項は、本契約の目的事項に関するUiPathとお客様との間の完全なる合意を構成し、当該目的事項に関する両当事者間の従前の書面又は口頭による合意に優先します。本契約に別段の定めがない限り、本契約が変更される場合には書面により行われ、両当事者の権限のある代表者が署名します。UiPathに提出されたいかなる条件又は条項も、書面により明確に変更され、両当事者の権限のある代表者が署名しない限り、本契約の一部を構成するものではなく、無効とされます。本契約の条項の間に矛盾が生じた場合、(i)両当事者により承諾された申込書、(ii)トラストポータルで閲覧可能な適用されるポリシー及び新たなフィーチャー又は機能に関する追加的条項、(iii)本契約の順で優先的に適用することによって解決されます。いずれかの規定が、理由の如何を問わず、違法、無効若しくは執行不可能であるか又は違法、無効若しくは執行不可能となった場合であっても、本契約のその他全ての規定は有効に存続し、意図された法的効力を生じるものとします。

11.2. 不可抗力 いずれの当事者も、天災、テロ、労働行動、火災、洪水、地震、第三者プロバイダによる不履行、DoS攻撃、悪意のある行為、インフラ設備の故障、停電、政府による行為、命令又は制限を含む、自らの合理的な支配が及ばない原因によって遅滞し、妨げられ、制限され、又はこれに支障を来した範囲において、本契約に基づく義務の不履行について責任を負いません。

11.3. 譲渡 いずれの当事者も、他方当事者の書面による事前の同意を得ずに（かかる同意は不合理に留保又は遅延されないものとします。）、本契約及び本契約に基づく権利又は義務を譲渡、移転、委託又はその他の方法により処分することはできません。上記にかかわらず、UiPathは、自らの関係会社に対し、又は支配権の変更の結果として、お客様の事前の同意を得ずに、本契約及び本契約に基づく権利又は義務を譲渡、移転、委託又はその他の方法により処分することができます。

11.4. 支配権の変更 お客様は、お客様又はその関係会社が、(i)UiPathの直接の競合企業に買収され、かかる競合企業に実質的に全ての自らの資産を売却し、かかる競合企業と合併し、若しくはかかる競合企業に有利な形で支配権を変更するか、又は(ii)自らの主たる活動目的をUiPath又はそのソフトウェアと競合する事業に変更する30日前までにUiPathに対して通知を行わなければなりません。UiPathは、支配権の変更の通知日から遅くとも30日以内に書面による通知を行うことにより、本契約を終了することができます。

11.5. 通知 本契約に別段の定めがない限り、本契約に基づく通知は、用件を示す件名を記載した電子メールで、以下のアドレス（又は両当事者

が書面により通知したアドレス) に宛てて送信されなければならず、当該通知は、送信の翌営業日をもって効力を生じます。

UiPath 宛て		お客様宛て
法令遵守 : legal.compliance@uipath.com	プライバシー : privacy@uipath.com	UiPath の記録上利用可能なお客様の電子メールアドレス、又はこれがない場合は、公表されている電子メールアドレス
安全性 : security.breach@uipath.com	その他 : contractnotice@uipath.com	

- 11.6. 公表** お客様は、UiPathが、お客様の書面又は電子的手段による承諾を得て、UiPathのウェブサイト並びにその他販売促進及びマーケティング資料において、お客様を顧客として公表し、お客様の名称、商標及びロゴを記載することを認めます。
- 11.7. 権利放棄及び権利留保** 本契約に基づく権利、権限又は救済手段を行使しなかったとしても、またその行使を遅滞したとしても、これらを放棄したものとはみなされず、また、権利又は救済手段を一回若しくは部分的に行使したとしても、その後の若しくはその他の行使を妨げず、又はその他の権利若しくは救済手段の行使を妨げないものとします。本契約に規定する権利及び救済手段は、累積的なものであり、法令に定められるその他のいかなる権利又は救済手段も排除しません。本契約の違反に対するいかなる権利放棄も、その後の違反に対する権利放棄としてみなされないものとします。UiPathは、本契約に基づいて明示的に付与されていない全ての権利を留保します。本契約のいかなる規定も、お客様及びUiPath又はそれらの関係会社との間に法的パートナーシップ、ジョイントベンチャー、代理又は雇用関係を生じさせるものではありません。
- 11.8. 適用言語** 本契約は、英語のみによるものとし、英語が全ての点において優先します。その他の言語によるいかなる本契約も、本契約の両当事者に対する拘束力を有しません。本契約に基づき行われる全ての連絡及び通知、並びに紛争解決（裁判手続、法的通知、申請、開示手続等を含みますがこれらに限定されません。）は、英語のみにより行われるものとします。
- 11.9. 副本** 本契約は、2通以上の副本により、又は電子的に締結することができ、かかる副本又は電子的写しのそれぞれが原本とみなされ、それらを併せて単一かつ同一の証書を構成するものとします。各当事者は、それぞれの電子署名が、デジタル又は暗号化されているかを問わず、かかる証書を認証し、書面への手書きによる署名と同等の効力を有するものとするに合意します。電子署名とは、記録に付される、又は論理的に結合される電子的な印又は過程であって、当該記録に署名する意思を有する当事者が実行又は承認したものをいい、ファクシミリや電子メールの電子署名が含まれます。
- 11.10. 存続** 以下の条項は、その理由の如何を問わず、本契約の不更新又は終了後も存続します。
「アドオン」、「知的財産権」、「フィードバック、単独開発及び残留情報条項」、「利用ポリシー」、「免責及び保証の除外」、「損害の除外」、「責任の限定」、「法令遵守」、「事業体及び紛争解決」、「完全合意及び優先順位」、「譲渡」、「通知」、「公表」、「権利放棄及び権利留保」、「適用言語」、「存続」及びその内容によって、本契約の履行、不更新又は終了後も存続することが意図されるその他のあらゆる規定（その旨が明示的に記載されているか否かを問いません。）

UiPathは、通知することなく、本契約に変更を行う権利を留保します。重大な変更については、トラストポータル上又は本テクノロジー内で表示することにより通知します。また、更新された本契約は、通知において別段の定めがない限り、通知日から30日以内に効力を生じます。変更の効力が生じた後も、本テクノロジーの使用を継続した場合、UiPathは、お客様が、かかる変更に同意したものとみなします。これに異存がある場合の唯一の救済手段は、本テクノロジーの使用を中止していただくことです。